

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年9月20日付けで行った、「平成20年の農地違反転用追認許可物件の申請書類及びその審査記録」、「平成23年の農地違反転用追認許可物件の申請書類及びその審査記録」を不開示とした決定については、「5 審査会の判断」のとおり、一部を除き開示すべきである。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年7月30日付けで埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し「平成20年の農地違反転用追認許可物件の申請書類及びその審査記録」及び、「平成23年の農地違反転用追認許可物件の申請書類及びその審査記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書を以下のとおり特定した。
 - ア 農地転用許可申請書類（平成20年分）（以下「本件対象文書1～12」という。別紙「対象文書一覧」参照）
 - イ 農地転用許可申請書類（平成23年分）（以下「本件対象文書13～23」という。別紙「対象文書一覧」参照）
 - ウ 件名「農地法第4・5条の規定に基づく許可申請について」の起案文書（平成20年分）（以下「本件対象文書24～29」という。別紙「対象文書一覧」参照）
 - エ 件名「農地法第4・5条の規定に基づく許可申請について」の起案文書（平成23年分）（以下「本件対象文書30～35」という。別紙「対象文書一覧」参照）その上で、アからエの文書の内容は、全体としていずれも条例第10条第1号若しくは第2号に該当するとして、不開示とする決定（以下「本件処分」という。）

を行った。

- (3) 申立人は、平成24年11月20日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年12月26日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、併せて開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、申立人から、平成25年1月22日に意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成25年2月14日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成25年3月21日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「平成20年5月及び11月受付分、桶川市農業振興地域整備計画の変更縦覧では、さい農第444-1号「別紙 農地違反転用追認許可の申請書類及びその審査記録の開示の理由」(1) 当事者（申請人）の住所等 ア氏名、(2) 許可を受けようとする土地の所在等 ア土地の所在地、地番、イ地目（登記簿、現況）、ウ面積、(3) 転用計画 ア転用目的（除外目的として）が開示されている。

また、平成23年5月及び11月受付分、桶川市農業振興地域整備計画の変更縦覧では、さい農第444-2号について上記同様に開示されている。

農地転用は農用地除外認可後の手続きであり、他市町村も桶川市と同様に縦覧していると推察される。

- (2) 埼玉県情報公開条例第10条第1号には「ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とあり、すでに公にされているので第10条2号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しない。

4 実施機関の主張の要旨

- (1) 本件対象文書は、個人を識別することができるものであり、また、申請人が法人の場合は、特定の法人が申請を行ったことを開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第10条第1号若しくは第2号に該当するため、不開示とした。
- (2) 「農業振興地域整備基本計画」は、市町村が策定するものであり、その変更縦覧も市町村が行っているが、農地転用に係る許可申請書類及びその審査記録に記載されている情報は、農業振興地域整備計画の変更縦覧で公にされる情報ではなく、法令若しくは条例により公開が定められているものではない。
- (3) 農地等について権利を取得しようとする申請人（以下「譲受人」という）が個人の場合は、個人に関する情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第10条第1号に該当する。譲受人が法人の場合は、事業活動の詳細、財務状況及び取引状況等に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当する。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象文書について

申立人が本件開示請求で求めている農地転用の追認許可とは、農地転用の許可を受けずに転用が行われた農地について、農地以外の状態のまま事後的に転用を許可することを示すものであると判断される。

本件対象文書は、実施機関が行った平成20年及び平成23年の農地転用許可案件のうち、この追認許可に該当する案件についての許可申請書類とこれらの許可の審査に係る起案文書であり、別紙「対象文書一覧」で掲げる対象文書1～35が該当文書であると認められる。

本件対象文書1～23は、いずれも、農地転用許可申請書及びその添付書類一式であり、農地転用許可申請チェックリスト、「転用許可申請書の送付について」

と題する送付文書（県知事あて）、許可申請書に係る意見書（市町村農業委員会作成）、農地法第4条（第5条）の規定による許可申請書、許可申請書の添付書類（法定添付書類・その他必要に応じて添付される書類）で構成されている。

また、本件対象文書24～35は、本件対象文書1～23の申請に対する許可の審査に係る起案文書であり、表紙（回議・合議書）、起案理由、許可指令書（案）、許可指令書について（通知）、農地調整会議説明資料、農地法に基づく諮問に対する答申で構成されている。

（2） 本件対象文書の不開示条項該当性について

実施機関は、本件対象文書を開示することは、個人が許可を受けたものは個人情報として条例第10条第1号に、法人が許可を受けたものは、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして条例第10条第2号にそれぞれ該当するとして、本件対象文書の全ての記載事項を不開示としている。

そこで個人による転用と法人又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）による転用を区別し、開示不開示の判断について検討する。

ア 個人（事業主としての個人を除く。）による転用

本件対象文書に記載されている申請者の住所、氏名、生年月日、土地の所在（「土地の所在」とは、市町村名、大字、字、地番をいう。）及び個人の印影等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、条例第10条第1号に該当し、不開示が妥当と判断される。しかし、それ以外の地目、面積及び転用の目的等は、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものではなく、条例第10条第1号に該当せず開示すべき情報であると認められる。なお、見積書、資金調達書、残高証明書に記載されている情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることに加え、取引先である法人等の情報であって、開示されることにより当該法人の

権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第10条第2号にも該当し、不開示とすべき情報であると認められる。

イ 法人等による転用

法人等は、元来その名称、所在を明示して対外活動を行うもので、本件対象文書に記載されている法人等の所在地、名称及び土地の所在は、開示されても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第10条第2号に該当しないことから、開示すべき情報であると認められる。ただし、申請者が事業を営む個人の場合には、住所については事業に関する情報ではなく、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当する。一方、定款・寄付行為、見積書、資金調達計画書、残高証明、印鑑証明に記載されている情報は、開示されることにより、申請者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当し、不開示とすべき情報であると認められる。なお、見積書、資金調達計画書、残高証明については、申請者の取引先である法人の情報でもあり、開示されることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当し、不開示とすべき情報であると認められる。

ウ 本件対象文書1～23について

実施機関は、本件対象文書1～23について、書類ごとに、それぞれ条例第10条第1号又は第2号に該当するとしているので、上記ア及びイの考え方を基本とし、書類ごとに判断する。

(ア) 農地転用許可申請チェックリスト（本件対象文書1～23）

農地転用許可申請チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）は、農林振興センターが、提出された許可申請書類について、記載事項の記入漏れや添付書類に不備がないことを確認するために使用しているものである。チェックリストには、申請者の氏名又は名称が記載されているが、それ以外に個々の申請の具体的内容に関する記載はない。

申請者名は、申請者が個人である場合には、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当する。申請者が法人等である場合には、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するとはいえず、条例第10条第2号に該当しない。

よって、個人の申請者名以外は、開示すべきである。

(イ) 「農地法第4(5)条による転用許可申請書の送付について」と題する送付文書(県知事あて)(本件対象文書1～23)

市町村農業委員会が農林振興センターに書類を送付する際の文書である。同文書をみると、一部の市町村農業委員会によっては、申請者の住所又は所在、氏名又は名称、申請地の土地の所在を記載している。

よって、申請者が個人の場合の住所、氏名、土地の所在及び申請者が事業を営む個人の場合の住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(ウ) 農地法第4(5)条の規定による許可申請書に係る意見書(本件対象文書1～23)

申請者が個人の場合、申請者の住所、氏名、土地の所在については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当する。

一方、申請者が法人等である場合には、法人等の所在、名称、土地の所在については、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとはいえず、条例第10条第2号には該当しない。ただし、申請者が事業を営む個人の場合は、住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当する。

よって、申請者が個人の場合の住所、氏名、土地の所在及び申請者が事業を営

む個人の場合の住所以外は、開示すべきである。

(エ) 農地法第4条(第5条)の規定による許可申請書(本件対象文書1～23)

申請者が個人の場合、申請者の住所、氏名、土地の所在及び耕作者(所有者)の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当する。印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当する。

一方、申請者が法人等である場合には、法人の代表者の印影は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号に該当するが、法人等の所在、名称、土地の所在については、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とはいえず、条例第10条第2号には該当しない。ただし、申請者が、事業を営む個人である場合、住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当する。また、所有権以外の使用収益権が設定されている場合の権利者の氏名又は名称については、個人の場合は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして条例第10条第1号に該当する。法人の場合は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第2号に該当する。

よって、申請者が個人の場合の申請者の住所、氏名、印影、土地の所在、耕作者の氏名、申請者が法人の場合の法人の代表者の印影、所有権以外の使用収益権者の氏名又は名称、申請者が事業を営む個人である場合の住所、印影について、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(オ) 理由書（本件対象文書のうち2、13、20を除く。）

転用の目的等を記載する書面であり、（エ）の許可申請書の転用計画の項目を詳細に説明した書面である。

申請者が個人の場合の住所、氏名、土地の所在及び申請者が事業を営む個人の場合の住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、条例第10条第1号に該当する。また、印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当する。

よって、これらを不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(カ) 法人の登記簿謄本（本件対象文書6、18、19）及び地縁団体台帳（本件対象文書7）

本件対象文書7に添付されている地縁団体台帳の写しは、申請人である地縁団体が、法人格を有する地縁団体であることの証明として、提出した書類である。地縁団体の認可は市町村長が行い、認可地縁団体は、市町村の地縁団体台帳に記載されている。台帳には、名称、所在地、代表者名、区域、その他の事項が記載されている。

よって、法人の登記簿謄本及び地縁団体台帳に記載されている情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとはいえず、条例第10条第2号には該当しないので、開示すべきである。

(キ) 法人の定款・寄付行為（本件対象文書6、7、19）

本件対象文書6、7、19に添付されているのは株式会社の定款（本件対象文書6）、地縁団体の会則（本件対象文書7）、宗教法人の規則（本件対象文書19）である。定款は、一般に公にされることのない情報であり、開示されると当該法人の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、株主総会の決議事項の

範囲、取締役会の決議方法等当該法人における重要事項に関する意志決定手続き等が明らかになることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号に該当する。

地縁団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義され、区域に住所を有することのみを構成員の資格としている。地縁団体は、不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようにするために法人格を取得しているのであって、そのためには市町村長の認可が必要とされている。認可地縁団体の規約に記載すべき事項は地方自治法で定められているが、本件対象文書7に係る会則には、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は見当たらないので、条例第10条第2号には該当しない。

宗教法人も団体として財産を所有し運用するために法人格を取得している。その設立には所定の事項を記載した規則を作成し、所轄庁の認証を受けなければならない旨、宗教法人法で定められているが、本件対象文書19に係る規則には、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は見当たらないので、条例第10条第2号には該当しない。

よって、株式会社の定款は、不開示としたことは妥当であるが、地縁団体の会則と宗教法人の規則は、開示すべきである。

(ク) 土地の位置図、公図、土地登記簿謄本（本件対象文書1～23）

これらの書類は、いずれも転用する土地の所在を明らかにするものである。

申請者が個人である場合には、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当する。

一方、申請者が法人等である場合には、転用する土地の所在が明らかにされても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とはいえ、条例第10条第2号に該当しない。

よって、申請者が個人である場合については、不開示としたことは妥当であるが、それ以外の場合は開示すべきである。

(ケ) 配位置図（設置する施設・道路・用排水施設等の位置を明らかにする図面）

（本件対象文書 1～23）

申請者が個人の場合には、敷地内の建物の配置状況は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例 10 条第 1 号に該当する。

また、配位置図は、設計者が作成した図面であって、設計者の業務のノウハウを含むものであり、設計者である当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第 10 条第 2 号にも該当する。

よって、配位置図については、条例第 10 条第 1 号及び第 2 号の両号又は第 2 号に該当するので、不開示としたことは妥当である。

(コ) 見積書（本件対象文書 1～6、8～14、21）

申請者が個人の場合、氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、見積金額は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして条例第 10 条第 1 号に該当する。

なお見積りの内容は、見積書を作成した法人等の当該事業に関する情報であって、作成者の業務のノウハウを含むものであり、作成者である当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして条例第 10 条第 2 号に該当する。

よって、申請者が個人の場合には、条例第 10 条第 1 号及び第 2 号に該当するので不開示としたことは妥当であるが、申請者が法人等の場合は、見積の内容以外は、開示すべきである。

(サ) 資金調達計画書（本件対象文書 1～17、19、21）

申請者が個人の場合には、氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。また、印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

さらに自己資金の内訳、所要費用は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。これらの情報は、条例第10条第1号に該当する。

また、申請者が法人等の場合には、自己資金の内訳については、法人等の財務に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第2号に該当する。

よって、申請者が個人の場合には、不開示としたことは妥当であるが、申請者が法人等の場合には、自己資金の内訳以外は、開示すべきである。

(シ) 残高証明（本件対象文書6、8、13）

申請者が個人である場合には、氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものとして、残高は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当する。また、発行者の名称及び印影については、取引先である法人の情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第2号に該当する。

申請者が法人等である場合には、残高は、当該法人等の財務に関する情報として、発行者の名称及び印影は、取引先である法人の情報として、いずれも、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号に該当する。

よって、申請者が個人の場合は、条例10条第1号及び第2号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、申請者が法人等の場合は、残高及び発行者の名称、印影以外は、開示すべきである。

(ス) 土地売買に関する契約書（損失補償契約書）（本件対象文書12）

土地売買に関する契約書（損失補償契約書）の契約者（所有者）の住所、氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものとして、印影

は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当する。別紙「土地買収明細書」及び「物件の移転その他通常受ける損失補償明細書」に記載されている市町村、大字、字、地番は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、単価、金額は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当する。

よって、契約者（所有者）の住所、氏名、印影、市町村、大字、字、地番、単価、金額を不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(セ) 転用の妨げとなる権利を有する者の同意書（本件対象文書4、6）

本件対象文書4に係る同意書については、申請者の住所、氏名、土地の所在は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、条例第10条第1号に、権利者の所在、名称及び印影は、申請者の取引先法人の情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第2号に該当するとし、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

本件対象文書6に係る同意書については、申請者の住所、氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、条例第10条第1号に、権利者の所在、名称及び印影については、申請者の取引先法人の情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

なお、いずれの同意書にも、権利者の印鑑証明が添付されているが、権利者の所在、名称及び印影は、すべて不開示とすべきものであるから、印鑑証明について、不開示としたことは妥当である。

(ソ) 土地改良区の意見書（対象文書5、8、9、10、16）

申請者が個人の場合の意見書の名宛人、転用予定地の土地の所在、所有者の住所、氏名、申請者が事業を営む個人の場合の所有者の住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(タ) 建築図面（本件対象文書1～3、5、6、8～12、14、21、22）

申請者が個人の場合は、いずれも個人の住宅であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当する。また、設計者が作成した図面であって、設計者の業務のノウハウを含むものであり、公にすることにより、設計者である当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号にも該当する。

申請者が法人の場合は、建売住宅について設計者が作成した図面であって、設計者の業務のノウハウを含むものであり、公にすることにより、設計者である当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号に該当する。

よって、申請者が個人の場合は条例第10条第1号及び第2号に、申請者が法人の場合は、条例第10条第2号にするので、不開示としたことは妥当である。

(チ) 駐車場の利用計画（本件対象文書7、16）

申請者は法人等であり、転用の目的を開示すべきとしていることから、利用計画を公開しても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第10条第2号には該当しないので開示すべきである。

(ツ) 除外証明（本件対象文書1～10、12、13、20、21）

除外証明には、申請者の住所又は所在、氏名又は名称、土地の所在、事業計画者の氏名又は名称、転用目的等が記載されている。証明願の申請者が個人の場合の申請者の住所、氏名、事業計画者が個人の場合の土地の所在、事業計画者の氏名

は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、申請者の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当である。事業計画者が法人等の場合、その法人等は、転用許可の申請者であり、条例第10条第2号には該当しないので、開示すべきである。

(テ) 住民票（本件対象文書1、3、5、6、8～10、20、21）

住民票に記載されている個人の住所、氏名、生年月日、本籍等の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(ト) 免許状等の写し（本件対象文書6）

申請者である法人が、転用目的の事業に資格を要することから、資格者であることを証明するために提出したものである。免許状の記載事項には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は見当たらないが、当該法人の代表者名と代表者印が、押印されている。法人の代表者の印影は、法人の対外活動において重要な意義を有するものであり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(ナ) 航空写真（本件対象文書4、5、7～10、12、20）

申請者が個人の場合は、航空写真から土地の所在を特定できるおそれがあることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当する。申請者が法人等である場合は、土地の所在が特定されても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とはいえ、条例第10条第2号には該当しない。

よって、申請者が個人である場合には、写真を不開示としたことは妥当である

が、申請者が法人等である場合は、開示すべきである。

(二) 既存性を確認できる書類（建物登記簿・課税登録証明書）（本件対象文書 1、2、5、6、11）

建物登記簿には所有者の住所、氏名のほか、不動産番号、所在、家屋番号が記載されており、不動産番号及び家屋番号は、不動産と建物に固有の番号として付されるものである。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

課税登録証明書については、所有者の住所又は所在地、氏名又は名称、土地及び家屋の所在地が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は、開示すべきである。

(ヌ) 申請者の印鑑証明（本件対象文書1、2、4、7、11～23）

申請者が個人の場合、印鑑証明に記載されている住所、氏名及び生年月日は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当する。

申請者が法人である場合、法人の代表者の印鑑証明については、代表者の生年月日は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものとして条例第10条第1号に、印影は、法人の対外活動において重要な意義を有するものであり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第2号に該当する。

申請者が事業を営む個人の場合、印鑑証明に記載されている住所、氏名及び生年月日は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものとして条例第10条第1号に、印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ

り、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当する。

よって、申請者が個人の場合及び事業を営む個人の場合の申請者の印鑑証明を不開示としたことは妥当であるが、申請者が法人である場合の代表者の印鑑証明については、生年月日、印影以外は開示すべきである。

(ネ) 農家証明（本件対象文書5、8～11、20）

申請者の住所、氏名、建築予定者の氏名、世帯員の氏名・年齢・性別・続柄については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(ノ) 戸籍謄本（本件対象文書3、5、9）

戸籍謄本に記載されている個人の住所、氏名、生年月日、本籍は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(ハ) 議事録（本件対象文書7）

当該議事録の中に記載されている個人の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(ヒ) 念書・誓約書（本件対象文書1、11、13、14、16、22）

申請者の住所、氏名、土地の所在については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(フ) 委任状（本件対象文書2～5、10～12、13～17、19～21）

申請者が個人の場合、申請者の住所、氏名、土地の所在は、個人に関する情報

であって、特定の個人を識別することができるものとして、印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当する。一方、申請者が法人等の場合、代表者の印影は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号に該当する。

よって、申請者が個人の場合の住所、氏名、印影、土地の所在、申請者が法人等の場合の代表者の印影を不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(へ) 現場写真（本件対象文書1～12、15～17、21）

申請者が個人である場合は、写真から土地の所在を特定できるおそれがあることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当する。申請者が法人等である場合については、土地の所在が特定されても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とはいえず、条例第10条第2号には該当しない。

よって、申請者が個人である場合には、写真を不開示としたことは妥当であるが、申請者が法人等である場合は、開示すべきである。

(ホ) 始末書（本件対象文書14、21）

申請者の住所、氏名、土地の所在については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(マ) 参考「地縁団体とは」（本件対象文書7）

認可地縁団体による申請の添付書類で、地縁団体について説明するための資料

として他県の市のホームページから転載して提出されたものであり、条例第10条の各号に定める不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

(ミ) 住居表示実施証明（本件対象文書18）

申請者である法人が、住居表示の実施により、法人の施設の場所の表示が変更されたことを証明するために提出した書類であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第10条第2号には該当しないので開示すべきである。

(ム) 私道の取扱いについて（お願い）と題する書面（本件対象文書14）

申請者は個人のもので、私道に関する協定書として提出したものである。協定書には、旧土地台帳付属地図（さいたま地方法務局）、建物配置図、写真、関係権利者の印鑑証明が添付されている。これらの書類中、申請者の住所、氏名、関係権利者の所有する土地・建物の所在・地番、住所・氏名、旧土地台帳付属地図、建物配置図、関係権利者の印鑑証明に記載の住所・氏名・生年月日は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、また、申請者及び関係権利者の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

エ 本件対象文書24～35について

実施機関は、本件対象文書24～35について、これを開示すると、条例第10条第1号又は同条第2号により不開示とした本件対象文書1～23の情報を開示することになるので、本件対象文書1～23と同様に条例第10条第1号又は第2号に該当するとして、そのすべてを不開示としたものである。

しかしながら、審査会は上記ア～ウのとおり、対象文書中、具体的に条例第10条第1号又は同条第2号に該当する部分を不開示とし、それ以外の部分は開示すべきと判断したところである。

したがって、本件対象文書 24～35 についても、同様に、これを構成する書面ごとに、条例第 10 条該当性について検討する。

(ア) 表紙（回議・合議書）

条例第 10 条各号のいずれにも該当する部分はないので、開示すべきである。

(イ) 起案理由

対象文書 31 の起案理由に記載されている申請者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第 10 条第 1 号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(ウ) 許可指令書（案）

申請者に交付する許可指令書の様式であり、申請者に関する情報は記載されていないため、条例第 10 条各号の不開示情報に該当する情報は認められないので、開示すべきである。

(エ) 農地法第 4（5）条の規定による許可指令書について（通知）（案）

当該文書は、農業委員会を經由して、許可指令書を申請者に交付するため、農林振興センターから市町村農業委員会に送られる通知文書である。当該文書には、申請者である譲受人及び譲渡人の氏名又は名称が記載されている。

よって、申請者が個人の場合は、氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第 10 条第 1 号に該当するので不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(オ) 農地調整会議説明資料

埼玉県農業会議に諮問を行う際の説明に使用する資料であり、各農地転用許可申請について、土地の所在、農地区分、面積、申請人、申請事由が記載されている。これらの記載のうち、申請者が個人である場合には、申請人の氏名と土地の所在は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第 10 条第 1 号に該当するので不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(カ) 農地法に基づく諮問に対する答申

埼玉県農業会議が、埼玉県知事に対して行った答申であり、答申に記載されている申請者の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するので、不開示としたことは妥当であるが、それ以外は開示すべきである。

(3) 申立人のその他の主張について

申立人は、桶川市農業振興地域整備計画の変更縦覧で、当事者（申請人）の住所、氏名、許可を受けようとする土地の所在地、地番、地目（登記簿、現況）、面積、転用計画、転用目的（除外目的として）（以下「変更縦覧情報」という。）が開示されており、法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるので、開示されるべきであると求めている。

この点について実施機関に確認したところ、申立人が開示を求めている23件の追認許可案件は、農業振興地域整備計画の変更を要しない案件であり、縦覧そのものが行われていない旨以下のとおり説明があった。

農業振興地域内の農用地区域に指定された土地については、農地転用許可を受けるには、事前に農用地区域から除外されていることが必要であり、その手続きとして農業振興地域整備計画の変更を行わなくてはならず、その際に変更計画が縦覧に供されることになる。今回対象となっている追認許可案件については、農業振興地域内の土地であるが、これらの土地については、いずれも、農業振興地域に指定された時点において、農用地区域から除かれていたことが農業委員会の意見書により確認されている。したがって、農業振興地域整備計画の変更を要さないため、農業振興地域整備計画の変更縦覧も行われていない。

以上の実施機関の説明から、本件開示請求の対象となっている23件の追認許可案件に関しては、申立人が、桶川市農業振興地域整備計画の変更縦覧で開示されていると主張している変更縦覧情報については、縦覧に供されていないものと認められる。

よって、申立人が主張している本件開示請求で対象となっている23件の追認許

可案件に係る変更縦覧情報は、法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

以上のことから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

田代 亜紀、三角 元子、宮原 均

審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年12月26日	諮問を受ける（諮問第240号）
平成24年12月26日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成25年 1月22日	異議申立人から意見書を受理
平成25年 2月14日	実施機関から説明及び審議（第三部会第85回審査会）
平成25年 3月21日	異議申立人から意見陳述聴取及び審議 （第三部会第86回審査会）
平成25年 4月19日	審議（第三部会第87回審査会）
平成25年 5月31日	審議（第三部会第88回審査会）
平成25年 6月28日	審議（第三部会第89回審査会）
平成25年 7月26日	審議（第三部会第90回審査会）
平成25年 9月20日	審議（第三部会第91回審査会）
平成25年10月18日	審議（第三部会第92回審査会）
平成25年11月29日	審議（第三部会第93回審査会）
平成26年 1月27日	答申（答申第192号）